

入 札 公 告（電子入札）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年10月2日

常陸太田市長 藤 田 謙 二

1 工事担当課

常陸太田市 上下水道部 上水道課 工務係

電話 0294-72-3111 （内線 514）

FAX 0294-85-1180

2 入札対象工事

(1) 工 事 名 08（簡里）水単第2号 配水管布設替工事

(2) 工事場所 常陸太田市 折橋町

(3) 工事概要

・水道配水用ポリエチレン管(HPPEφ100)	L=265.4m
・給水接続工(φ20)	N=20箇所
・仕切弁	N=5.0基

(4) 工事の業種 水道施設工事

(5) 工 期 契約日の翌日から令和9年3月15日 まで

(6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

(7) 本工事は、競争参加資格確認申請書、入札書（工事費内訳書を含む。）の提出などについて、原則として電子入札システムにより行う対象工事である。

3 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 常陸太田市建設工事入札参加資格審査要項（平成16年常陸太田市告示第141号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく常陸太田市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（平成2年常陸太田市告示第21号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続きの開始決定後又は再生計画の認可決定が確定した後には市長が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）

- (5) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (6) 契約締結日において1年7ヶ月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
- (7) 当該工事の業種に係る主任技術者又は監理技術者を対象工事に配置できること。
 - (ア) 主任技術者にあつては、建設業法第26条に規定する者であること。
 - (イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (8) その他の要件
 - (ア) 配置予定の現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に配置できないときは、入札参加資格を認めないこと、入札無効とすること及び契約解除を行う。
 - (イ) 選任配置される現場代理人及び主任（監理）技術者は、所属する建設業者と3月以上の雇用関係があること。
- (9) 常陸太田市内又は水戸市・日立市・高萩市・北茨城市・ひたちなか市・常陸大宮市・那珂市・大子町・城里町・東海村に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく主たる営業所（本店）を有する者であること。
- (10) 水道施設工事について、市内業者は令和7・8年度常陸太田市建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けが「A」であること。市外業者は令和7・8年度常陸太田市建設工事入札参加資格者名簿に登載された総合評定値（水道施設P点）が800点以上であること。

4 設計業務等の受託者等

- (1) 3（5）の「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に該当する者である。
 -
- (2) 3（5）の「受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次に該当する者である。
 - (ア) — の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、
又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - (イ) 建設業者の代表権を有する役員が — の代表権を有する
役員を兼ねている場合における当該建設業者

5 競争参加資格の確認等

- (1) この工事の入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を電子入札システムにより提出するものとする。
なお、電子入札システムによりがたい場合には、紙入札方式参加承諾願を提出することによりその承諾を得て、書面により申請書の提出や入札等を行うことができる。この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。
- (ア) 電子入札システムによる申請書の受付日時
 - ・ 令和8年10月3日 ～ 令和8年10月13日 （休日を除く）必着
いずれも9時から17時まで（ダミーファイルを添付して申請してください。）
- (イ) 紙入札での申請書の受付日時・提出先

- ・ 受領期限 令和8年10月13日 17時必着
 - ・ 提出先 常陸太田市総務部契約管財課契約検査係へ持参により提出
- (2) 電子入札システムにおける申請書の受付票は、申請書の受信を確認したものであり、申請内容を確認したものではない。
- (3) 受付日時までに申請書を提出しない者は、本競争入札に参加できない。

6 設計図書

- (1) 設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。
- 入札情報サービス URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>
- (調達機関名で「常陸太田市」を選択)
- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除きファクシミリにより書面を提出すること。回答は、1の工事担当課が行う。
- (ア) 質疑受付期間
- 令和8年10月3日 ～ 令和8年10月9日 (休日を除く)
- いずれも9時から15時まで
- (イ) 書面の提出先 1の工事担当課に同じ
- (ウ) 質問に対する回答は、令和8年10月14日 までに入札情報サービスに掲載する方法により回答する。

7 現場説明会

実施しない。

8 競争入札執行（開札）の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年10月20日 9時40分 から
- (2) 場所 常陸太田市役所 契約管財課執務室（本庁舎3階）
電子入札のため、入札参加者の立会いは行わない。

9 予定価格

32,060,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

10 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出することとし、持参、電報又はファクシミリによる入札は認めない。ただし、紙入札方式の承諾を得た場合には、郵送（一般書留、簡易書留、配達証明に限る。）により提出することができる。なお、郵送する封筒については、別に定める作成例に準じ作成するものとする。
- (ア) 電子入札システムによる入札書の受付日時
- ・ 令和8年10月15日 ～ 令和8年10月19日 17時（休日を除く。）必着
- (イ) 郵送（紙入札方式による入札の承諾を得た者に限る。）
- ・ 受領期限は、 令和8年10月19日 17時必着
期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。

- ・ 提出先 ㊦ 3 1 3 - 8 6 1 1

茨城県常陸太田市金井町 3 6 9 0 番地

常陸太田市 総務部 契約管財課 契約検査係

(ウ) 提出書類

- ・ 入札書（常陸太田市財務規則（昭和 6 2 年常陸太田市規則第 1 号）様式第 9 4 号）
- ・ 工事費内訳書（別に定める作成例に準じ作成するもの）

(エ) 郵便による入札の提出方法（紙入札方式による入札の承諾を得た者に限る。）

封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

- ・ 中封筒は、入札書を入れて封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日、入札に係る工事名、入札参加者の商号又は名称を表記すること。
- ・ 表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書及び連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きすること。

(オ) くじ番号

入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。紙入札による場合には、入札書余白に「くじ番号〇〇〇（任意の3桁の数字）」と記載して提出すること。記載がない場合は、市に到着した順にくじ番号を無作為に付するものとする。

- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）等関係法令を遵守すること。
- (3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札金額の記載ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (7) 入札執行回数は、1 回とする。
- (8) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまではいつでも辞退することができる。入札を辞退するときは、1 0 (1) (ア) の入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出すること。紙入札方式の承諾を得た場合には、入札書の提出締切日までに辞退届を郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）により提出すること。入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

1 1 入札保証金 免除する。

1 2 工事費内訳書の提出

（電子入札システムによる場合は、T I F ファイルで提出すること※）

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

- (2) 工事費内訳書の様式は、別に定める作成例に準じたものとする。
- (3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。
- (4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

※電子入札システムに添付できるファイルが制限されています。(いばらき電子入札システム等共同利用運営協議会通知(平成29年4月18日付、検第67-3号))内訳書につきましては、これまでのPDFファイルが添付できないことから、画像ファイル(TIFファイル)へ変換して頂いたもののご提出をお願いします。

また作成方法については、いばらき電子入札トップページ「<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/>」をご参照ください。

1.3 契約保証金

納付する。

ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

1.4 請負契約書作成

建設工事請負契約書(常陸太田市契約の標準約款に関する規程(平成11年常陸太田市訓令第2号)様式第1)により、契約書を作成するものとする。

1.5 支払条件

(1) 前払金

常陸太田市公共工事前払金取扱要綱(平成14年常陸太田市告示第30号)に基づき、請負代金のうち、4割以内で計算した金額以内の前払金を請求できる。

(2) 中間前払金

常陸太田市公共工事中間前払金取扱要綱(平成27年常陸太田市告示第41-1号)に基づく認定を受けた場合について、請負代金のうち、2割以内での前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できない。

1.6 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- (ア) 入札について不正の行為があった場合
- (イ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
- (ウ) 記名押印のない場合
- (エ) 指定の日時までに到達しない場合
- (オ) 入札書を2通以上提出した場合
- (カ) 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合
- (キ) 委任状を提出しない代理人が入札をした場合
- (ク) 工事費内訳書の提出がない場合
- (ケ) 工事費内訳書に不備がある場合
- (コ) その他入札に関する条件に違反した入札

- (2) この入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの入札公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 開札時点において3に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。
- (4) 入札執行（開札）日までに指名停止措置を受けた者又は他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は、無効とする。
- (5) (1) から(4) までのほか、次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
 - (ア) 電子入札の場合で、有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合
 - (イ) 紙入札方式の承認を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合
 - (ウ) 電子入札と紙入札の両方を行った場合
 - (エ) 電子入札の場合で、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

1 7 落札候補者の決定方法

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、最低制限価格を設定している場合は、その金額に満たない価格の申込者は除くものとし、低入札価格調査の調査基準価格を設定している場合で、調査基準価格に満たない価格の申込者は、低入札価格調査結果に基づくものとする。
- (2) 落札となるべき同一金額の入札をした者が二人以上あるときは、入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づく、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者を決定したときは、直ちに落札候補者に対し電話等により連絡する。
- (4) 最低制限価格 設定する
 - ※常陸太田市建設工事最低制限価格制度実施要項に基づき算定するものとする。
- (5) 調査基準価格 設定しない
 - ※常陸太田市低入札価格調査制度実施要項に基づき算定するものとする。
- (6) 契約書の要否 要

1 8 入札執行の取り止め

入札参加者が1 者のときは、この入札の執行を取り止める。

1 9 競争参加資格の確認等

落札候補者は、入札参加資格の確認を行うので、次により書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類
 - (ア) 競争参加資格確認申請書（市HPからダウンロードすること）
 - (イ) 最新の建設業法第27条の27及び第27条の29第1項による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し 1部
 - (ウ) 現場代理人及び主任（監理）技術者配置予定調書 1部
 - ~~（エ） 施工実績調書（様式第3号） 1部~~
- (2) 提出期限 令和8年10月20日 午後3時までに持参または電子メール
(keikan3@city.hitachiota.lg.jp) により提出

提出期限までに書類の提出がない場合は、参加資格が無いものとする。

- (3) 提出場所 常陸太田市 総務部 契約管財課 契約検査係
- (4) 競争参加資格の確認は、開札日現在で行い、競争参加資格がある場合には、競争参加資格確認通知書は通知しない。
- (5) 競争参加資格がないと認められた者には、その旨を書面により通知する。当該競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、通知書の日付の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に総務部契約管財課契約検査係に書面により行わなければならない。

2 0 落札者の決定方法

- (1) 競争参加資格の確認書類により、落札候補者について競争参加資格の審査を行う。
- (2) 競争参加資格審査の結果、競争参加資格があると認められたものを落札者とする。
- (3) 競争参加資格審査の結果、競争参加資格がないと認められた場合には、次順位者を落札候補者とし、この者につきあらためて競争参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。
- (4) 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等により連絡する。

2 1 その他

- (1) 落札者は、落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
病休、死亡、退職等極めて特別な場合の外は技術者の交替は認められない。
なお、やむを得ず技術者を変更する場合は、3（10）の基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (2) 申請書及び資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (5) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしたうえで入札すること。また、契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。
- (6) 入札者は、入札後この入札公告及び設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) この入札公告の内容に関する照会先

常陸太田市総務部契約管財課契約検査係

電話 0294-72-3111（内線323）